

番号	質問事項	回答事項
1	<p>賃貸借特記仕様書 6-3) 保守特記事項            保守契約については、リース業者が指定した納入業者と賃借人で別途締結するため、リース業者に保守責任はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>賃貸借特記仕様書 7 賃貸借物件の設置・撤去費用            「設置は賃貸人によるものとし」と記載されていますが、実際の設置作業は、リース業者が指定した納入業者が実施しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
3	<p>賃貸借特記仕様書 7 賃貸借物件の設置・撤去費用            撤去費用に関しては明記されていないため、賃貸借価格に含める必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>賃貸借期間満了による撤去費用については、今回の賃貸借契約に含んでおりません。            契約締結後、満了後の撤去及びその係る費用については、別途協議、確認をさせていただきます。</p>
4	<p>賃貸借特記仕様書 12 支払方法            「翌月払いとする。」と記載されていますが、当月分の賃貸借料について、翌月末日までにお支払い頂くものと考えて差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
5	<p>落札したリース業者と賃借人との間で締結するリース契約書については、リース業者の指定様式でよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>